

指宿市保育士等キャリアアップ研修事業業務委託プロポーザル募集要項

指宿市保育士等キャリアアップ研修事業業務委託に係るプロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

リーダー的な役割を担う保育士等に対し、厚生労働省の処遇改善等加算Ⅱの要件であるキャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、保育の質を高めるため、研修実施において豊富な経験と高度な専門知識を有する業者から提案された企画等を審査・評価するプロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 委託業務名

指宿市保育士等キャリアアップ研修事業業務委託

(2) 業務内容

指宿市保育士等キャリアアップ研修事業業務委託に係る仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 事業費上限額

2,181,000円（消費税等の額を除く）

3 参加要件

次に掲げる参加要件をすべて満たすこと。

- (1) 指宿市保育士等キャリアアップ研修事業業務委託に係る仕様書に基づく業務を行うことができること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本業務と同種・同等の業務にかかる契約を元請けとして履行した実績があること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 本市の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本市から指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。

- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でない者でないこと。
- (10) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が，暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び指宿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (11) 「令和2・3年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録されていない事業者が参加する場合は，次の書類を提出すること。

	書類	注意事項
①	登記簿謄本（写し可）	※3か月以内に発行された最新のもの。
②	市町村税等に関する納税証明書（写し可）	※3か月以内に発行された最新のもの。 ※市町村税とは，市町村税全般（市民税，固定資産税，軽自動車税，法人市民税等），東京都の特別区にあたっては，都税などのことをいう。
③	法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（納税者のみ，写し可）	※課税事業者は，3か月以内に発行された最新のものを出すること。
④	財務諸表の写し	※最新のものを出すること。

4 選定スケジュール

募集開始 令和3年8月4日（水）

質問の受付期限 令和3年8月13日（金）

参加表明書提出期限 令和3年8月4日（水）～令和3年8月18日（水）

企画提案書等提出期限 令和3年8月31日（火）

選定審査結果通知期限 令和3年9月15日（水）

5 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は，「質問書（様式3）」により電子メールにて受け付けるものとする。（送信後に必ず，事務局へメール送信した旨の電話をすること。）

（1）受付期間

令和3年8月13日（金）午後5時まで

（2）受付方法

原則として電子メールによる（fukushi@city.ibusuki.jp）。また，市HPで質問要旨，回答を公開する。

（3）質問に対する回答

質問を提出した事業者に対して、令和3年8月16日（月）までに随時、様式3記載のメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、本市ホームページに質問内容及び回答を掲載する。

なお、ホームページ掲載の際は、質問を提出した事業者名は公表しない。

6 参加表明

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のあるものは、下記により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）1部
- ②誓約書（様式2）1部
- ③会社概要（様式4）各1部

(2) 提出期限

令和3年8月18日（水）午後5時必着

(3) 提出方法

持参または郵送によること。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 留意事項

提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

7 企画提案書の作成及び提出

参加者は、企画提案書類等を次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書及び見積書（内訳書）の作成

企画提案書類一式は任意様式とし、原則A4版（A3折込は可）とする。

- ①企画提案書
- ②業務工程表
- ③見積書（税抜き金額を記入）

(2) 提出期限

令和3年8月31日（火）午後5時必着

(3) 提出方法

持参または郵送によること。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 「令和2・3年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録されていない事業者が参加する場合は、上記(1)の①②③の書類と併せて、本実施要項の3の(11)に記載し

ている書類を提出すること。

(5) 留意事項

①提案書に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

②提案の実現可能性を検討するために，必要に応じて提案者に対し，任意で追加資料の提出を求めることがある。

③企画提案書等は，参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の追加，差し替え及び再提出は認めない。

④企画提案書は，選定作業に必要な範囲内において複製することがある。

8 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する企画提案は，これを無効とする。

- (1) 募集要項に定める参加資格を満たさない者又は候補者特定までの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- (2) 募集要項の定める手続きを遵守しない者による提案
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者による提案
- (4) 提案見積書記載の見積額が事業費上限額を上回る提案者の提案
- (5) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない提案
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない提案

9 企画提案の選定等

- (1) 提出された企画提案書のみで審査を行い，プレゼンテーション等を行わない。
- (2) 提出された企画提案書に基づき，最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として，協議を行う（その際，企画提案書の内容は，協議の上，変更する場合がある。）ものとし，協議が合意に至った場合は，本委託業務の契約の手続きを行う。
- (3) 企画提案者が1事業者のみであった場合も，本プロポーザルは実施する。

10 審査結果通知

審査の結果は，プロポーザル審査結果通知書により，すべての企画提案者に通知する。

(1) 通知期限

令和3年9月15日（水）

(2) 通知の内容

評価順位1位の企画提案者の名称及び提案者自身の総合点とし，その他の提案者の審査経過，評価の理由などについては公表しない。

11 契約

委託業務仕様書及び評価順位 1 位の企画提案者の企画提案書等の記載事項を基に、指宿市契約規則に定める随意契約を行う予定である。

企画提案書等に記載、選定時に評価した事項については、原則として契約時の様式に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約締結候補者との協議により契約締結段階において仕様書記載の項目の変更等を行うことがある。また、これにより提案見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

12 提出書類等の取り扱い

- (1) 提出された書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、一切返却しない。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複製する場合がある。
- (4) 提出された書類は、提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出後の書類は、提案の選定までの間、提案書に記載された内容の追加及び変更は、認めない。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

13 その他

- (1) 参加表明提出後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式 5）を提出すること。
- (2) 本要項に定めのない事項については、市および審査会等において協議し、決定するものとする。

14 問い合わせ先

〒891-0497 指宿市十町 2424 番地

指宿市役所 健康福祉部 地域福祉課 児童母子福祉係 担当：谷村・湯ノ口

電話：0993-22-2111（内線 272）

FAX：0993-24-4342

Eメール：fukushi@city.ibusuki.jp